

伊勢崎市公共下水道全体計画（污水）

見直し（素案）について

令和7年5月

伊勢崎市

## 目次

1. 伊勢崎市下水道事業の概要.....	1
2. 全体計画とは.....	2
2-1. 全体計画について.....	2
2-2. 全体計画見直しの必要性.....	3
2-2-1. 人口動態.....	3
2-2-2. 整備状況.....	4
2-2-3. 国・県の方針.....	4
2-3. 全体計画の期間.....	5
3. 全体計画見直しの方法.....	5
3-1. 区域見直しの基本方針.....	5
3-2. その他区域の見直しの考え方.....	5
3-3. 全体計画区域（素案）.....	6
4. 全体計画見直しフロー.....	7

## 1. 伊勢崎市下水道事業の概要

単独公共下水道（伊勢崎処理区）は昭和46年1月に事業認可を取得し、市街化区域を中心に整備を進め、昭和52年10月に供用を開始しました。

流域関連公共下水道（佐波処理区）は、市町村合併前の4市町村で平成15年3月に事業認可を取得し整備を進め、平成20年9月に供用を開始しました。平塚水質浄化センターは群馬県の施設であるため、市では維持管理のみを実施しています。

表1 伊勢崎市下水道事業の概要

区分	伊勢崎処理区	佐波処理区	全体
供用開始	昭和52年10月1日	平成20年9月27日	—
全体計画区域	1,980.5ha	4,468.0ha	6,448.5ha
処理施設	伊勢崎浄化センター	平塚水質浄化センター	—
水処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	—

そのほか、伊勢崎市では農業集落排水事業および特定地域生活排水処理事業により汚水処理を行っています。

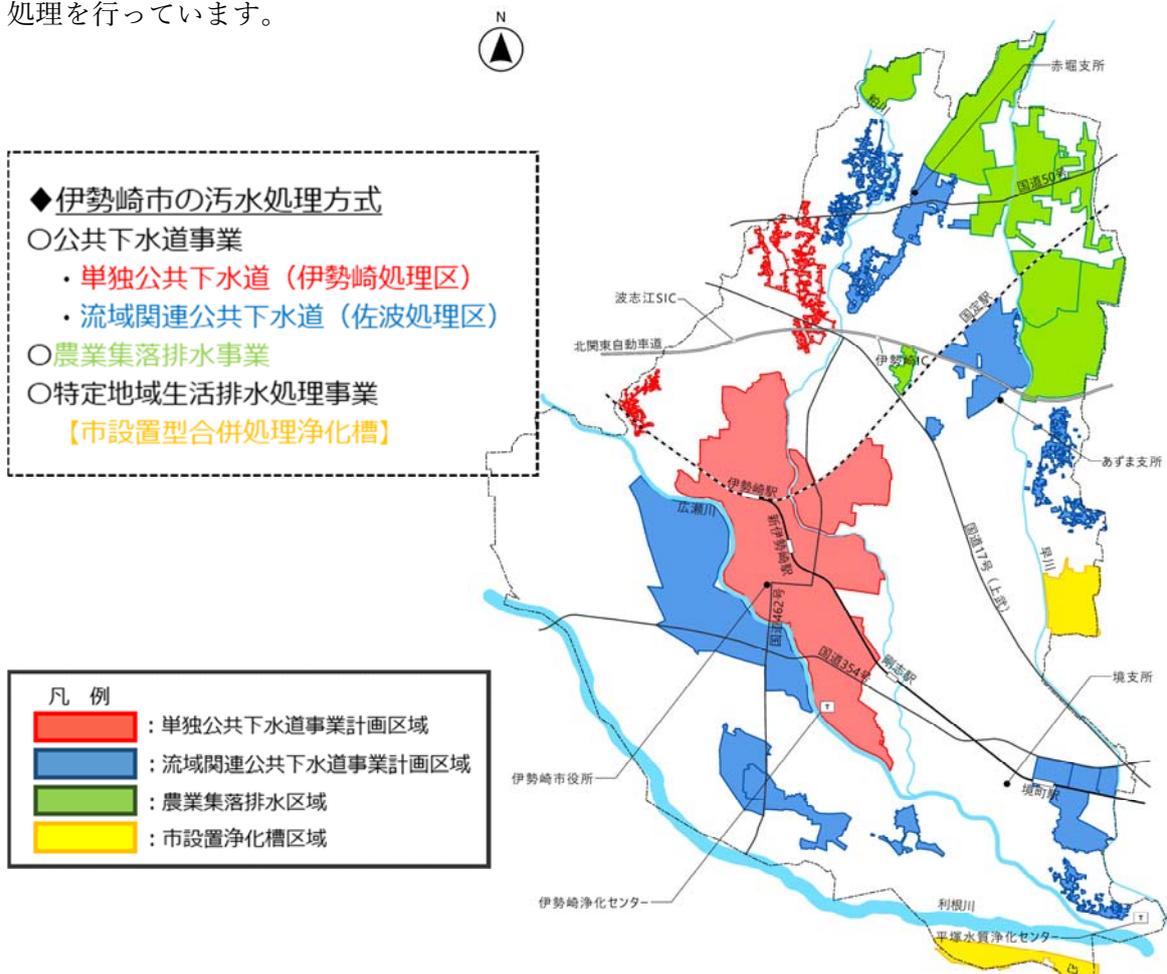


図1 伊勢崎市の下水道事業

## 2. 全体計画とは

### 2-1. 全体計画について

公共下水道全体計画は、地域の下水道整備の目標や方針を定めるもので、汚水や雨水の排除・処理に関する施設の配置や規模を示します。地域の生活環境の改善や公共用水域の水質保全という下水道の目的が達成されるよう、自治体の地域性を考慮して総合的に策定する計画で、計画の目標年次は概ね20～30年の間で設定します。

本市の下水道事業は平成17年の市町村合併時に統合を行い、区域を拡大しています。合併から約20年の間でわずかな区域の見直しはあったものの、大きな見直しを行うことなく現在に至ります。

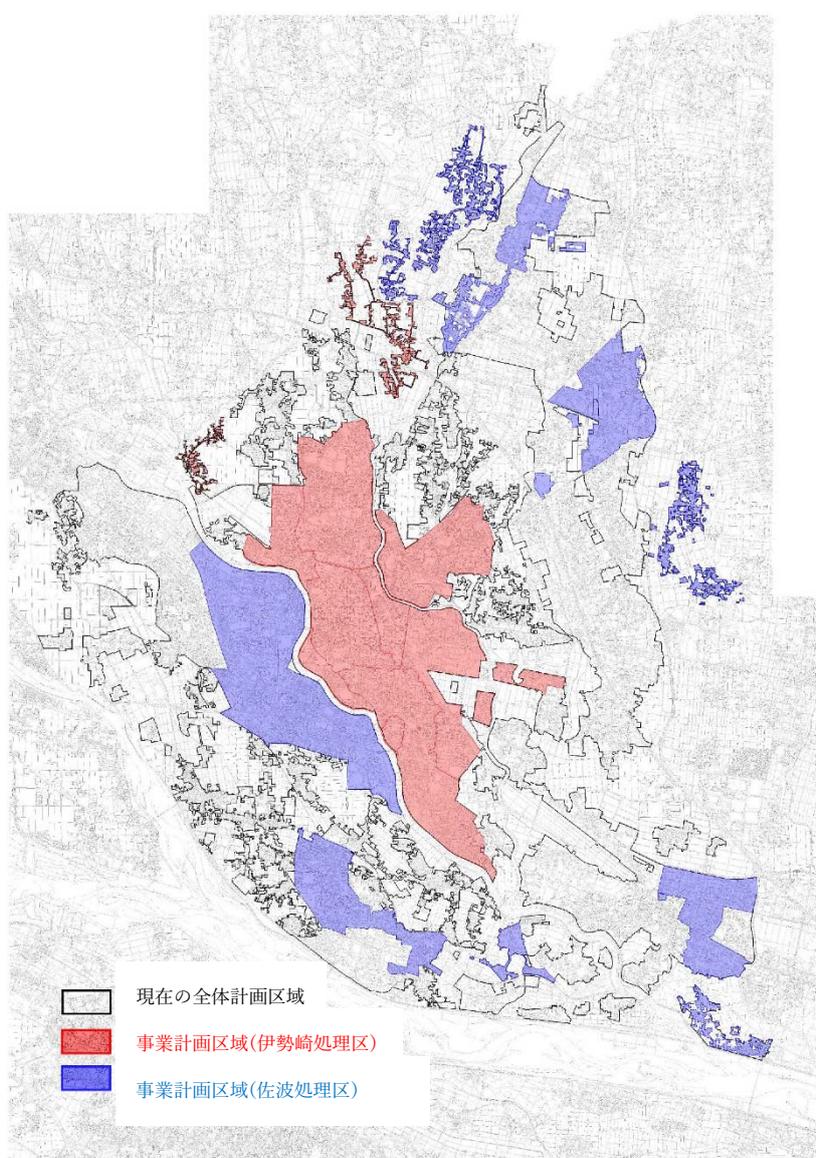


図2 現在の全体計画区域及び事業計画区域

## 2-2. 全体計画見直しの必要性

これまで、公衆衛生の向上等を目的に整備を進めてきましたが、人口減少に伴う使用料収入の減少や、下水道施設の老朽化による更新費用の増大などを踏まえ、効率的な下水道事業運営を行う必要があります。

### 2-2-1. 人口動態

今回の見直しでは国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に将来目標人口を設定しています。

地域の情勢が大きく変わっていることを受け、持続可能な下水道事業運営に向けた計画見直しが必要となっています。

表2 将来の人口推計



出典：伊勢崎市住民基本台帳（各年度3月1日値）（実績値）  
国立社会保障・人口問題研究所（推計値）

### 2-2-2. 整備状況

直近10年の年間平均整備面積は37.8haとなっており、今後も同程度の整備を継続していくと仮定した場合、未整備区域面積4,580haの整備完了までに約120年を要します。

下水道事業の早期完成のためには年間整備量を増やす必要がありますが、現在の整備費用については大部分を国庫補助金と企業債（借金）によりまかなっており、これまで以上の整備事業の実施は財政的に困難といえます。

表3 既計画面積と整備状況

既計画面積と整備状況	
全体計画区域 	6,449 ha
供用開始区域 	1,869 ha
未整備区域	4,580 ha

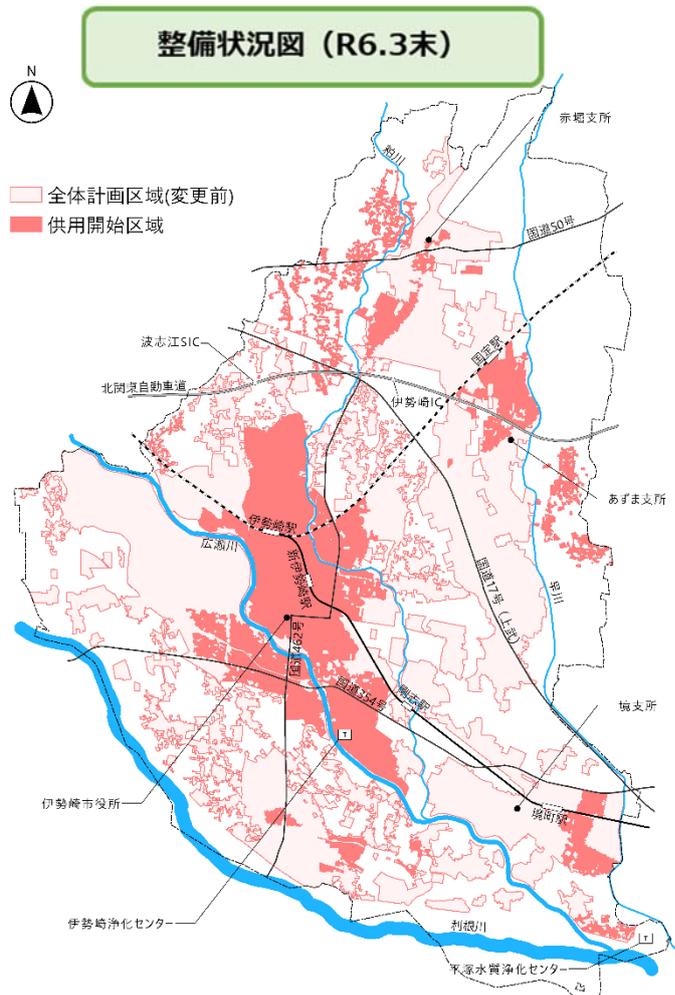


図3 整備状況図

### 2-2-3. 国・県の方針

汚水処理人口普及率の向上のためには、地域に適した整備手法を決定することが重要です。

国や県は、長期間にわたり下水道の整備完了が見込まれない場合、下水道全体計画区域から削除し、合併処理浄化槽による汚水処理を推進することなど、地域に適した対応を求めています。

※汚水処理人口普及率(%) = (公共下水道+農業集落排水+合併処理浄化槽)を利用している人口÷行政人口×100

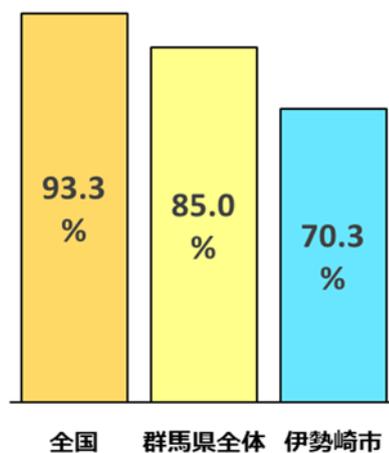


図4 汚水処理人口普及率 (R5 年度末)

## 2-3. 全体計画の期間

下水道全体計画は、概ね20～30年後の都市像を見据えて設定することとされています。

上位計画である「利根川流域別下水道整備総合計画」と整合を図るため令和33年度を目標年次とする方針です。

## 3. 全体計画見直しの方法

### 3-1. 区域見直しの基本方針

- ・整備済みの地区を含め、既存の事業計画区域は下水道整備を継続します
- ・人口密度が高く、今後の人口減少が緩やかであることが想定される市街化区域は下水道整備を継続します
- ・その他の区域については下記の手順で検討を行い、区域を判定します

### 3-2. その他区域の見直しの考え方



#### ①検討単位区域の設定

- ・密集する家屋群を一つのブロックとして設定します

#### ②経済性比較

- ・検討単位区域ごとに将来人口や汚水量を予測し、下水道に係る費用と合併処理浄化槽に係る費用を比較します
- ・下水道不利判定の区域は浄化槽区域とします

#### ③経済性以外の検討

- ・下水道有利と判定した区域であっても、その下流側に下水道不利判定の区域がある場合は、その区域は浄化槽区域とします
- ・下水道の整備を検討した場合に、整備までに長期間を要する区域については、経済性比較の判定に関わらず浄化槽区域とします  
(公共下水道の未整備区域においては、平成13年の浄化槽法改正以降、合併処理浄化槽の普及が進んでおり、下水道の整備よりも早期に汚水処理人口普及率の向上や環境負荷への軽減等が見込まれるため、浄化槽区域とするものです)

### 3-3. 全体計画区域（素案）

見直し後の全体計画区域については下記に示すとおりです。

区域図については別紙区域図を参照してください。

表4 見直し後の全体計画区域について

処理区	既計画	見直し（素案）	増減
伊勢崎処理区	1,980.5ha	1,410.0ha	▲570.5ha
佐波処理区	4,468.0ha	2,370.0ha	▲2,098.0ha
合計	6,448.5ha	3,780.0ha	▲2,668.5ha

※面積については、精査を行い変更となる可能性があります。

#### 4. 全体計画見直しフロー



図5 下水道全体計画見直しフロー

令和7年度は全体計画の区域及び計画諸元について見直し、決定します。

また、下水道は都市計画法上の都市施設のひとつとして位置づけられているため、処理区域について、その他の都市計画との調整を行うと共に、市民の皆様の意向の反映や周知を目的として都市計画の決定（変更）を行います。

この都市計画の決定（変更）には、伊勢崎市し尿処理施設個別施設計画における汚泥共同処理の方針を踏まえ、下水処理場（伊勢崎浄化センター）面積に、隣接するし尿処理施設（茂呂クリーンセンター）面積を編入する内容を含みます。